

## 内部調査委員会要項

### (趣 旨)

第1条 この要項は、大阪府クラブバレーボール連盟規約(以下「規約」という。)第27条の規定に基づき内部調査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (業 務)

第2条 委員会は、連盟の運営や連盟が主催する大会の運営等において、役員等による不正な介入や行動、恣意的な取り扱い、不正な取り扱いなどがあつたと疑われるときに、連盟として調査を行う。

### (委 員)

第3条 委員会は、副会長、理事長、副理事長及び委員会が必要と認める者をもって構成する。

2 委員長は、副会長の中から互選により選出する。

委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、他の委員の中から委員長が指名する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があつたときは、その職務を代行する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、規約に定められた期間とし、任期が満了したとき及び任期が満了するまでの間に職を辞したときは失職する。

2 委員に欠員が生じたときは、委員を補充することが出来る。この場合の後任委員の任期は、前任者の残存期間とする。

### (調査結果)

第5条 委員会で調査した結果は会長に報告するものとする。

2 委員会の調査の結果、不当な行為等があつたと判明したときは、連盟として必要な措置を講ずる。

### (附 則)

第6条 大阪府クラブバレーボール連盟の理事会は、委員会の調査結果を尊重しなければならない。

第7条 この要項は、平成15年3月8日より施行する。